

東京外国語大学における教職課程に係る自己点検・評価に関する申合せ

令和7年9月22日

教育アドミニストレーション・オフィス決定

令和8年4月27日改正

(趣旨)

第1条 この申合せは、国立大学法人東京外国語大学学部及び大学院総合国際学研究科教職課程運営委員会規程（平成18年規則第54号）第8条及び国立大学法人東京外国語大学内部質保証に関する要項（令和3年7月27日制定）第9条第2項に基づき、東京外国語大学における教育職員免許状を取得するための課程（以下「教職課程」という。）の自己点検・評価に関する事項を定めることを目的とする。

(実施体制)

第2条 教職課程運営委員会（以下「委員会」という。）の長（以下「実施責任者」という。）は、教育を担当する理事又は副学長（以下、「推進責任者」という。）の指示に基づき、教職課程に関し、必要な自己点検・評価を行うとともに、改善・向上に必要な措置を講ずる。

(自己点検・評価の項目)

第3条 自己点検・評価項目については、「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」（令和3年5月7日 教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議）の内容を踏まえ、以下の通りとする。

- (1) 教育理念・学習目標
- (2) 授業科目・教育課程の編成実施
- (3) 学修成果の把握・可視化
- (4) 教職員組織
- (5) 情報公表
- (6) 教職指導（学生の受け入れ・支援）
- (7) 関係機関等との連携
- (8) その他必要と認められる事項

(自己点検・評価の方法)

第4条 実施責任者は、教職課程を置く学部・研究科（以下「学部・研究科」という。）の長と連携の上、前条に定める自己点検・評価項目ごとに、自己点検・評価を行うものとする。

2 自己点検・評価は、別紙様式「教職課程自己点検・評価シート」により、積極的に評価

できる点及び改善点について、現状分析及び自己評価を行うものとする。

- 3 実施責任者が、自己点検・評価の結果、改善を要する事項があると認めた場合は、実施責任者が改善策を作成し、推進責任者に報告するものとする。
- 4 推進責任者は、第1項から第3項に定める自己点検・評価の結果並びに対応の方針及び対応の計画を確認し、必要に応じて実施責任者に必要な措置を指示するものとする。5 実施責任者は、前項の指示に基づき、学部・研究科の長と連携して必要な措置を実施し、その進捗状況を推進責任者に報告するものとする。
- 6 推進責任者は、第1項から第5項に定める自己点検・評価の結果を、全学点検・評価委員会の長に報告するものとする。

(実施時期)

第5条 自己点検・評価は、毎年度実施する。ただし、項目の内容に応じて、実施時期を変更できるものとする。

(データやアンケート等の活用)

第6条 自己点検・評価の実施にあたっては、教育職員免許法施行規則第22条の6に掲げる情報等を活用するほか、必要に応じて、関係者（学生、卒業生等）からの意見聴取を実施し、自己点検・評価に活用する。

(結果の公表)

第7条 自己点検・評価の実施結果は、本学ホームページに掲載し公表する。

附 則

この申合せは、令和7年9月22日から施行する。

附 則

この申合せは、令和8年4月27日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別紙様式 教職課程自己点検・評価シート

- 「○」基準を満たしている。
 「△」基準を満たしているが、改善を要する事項が認められる。
 「×」基準を満たしていない。改善を要する。

	評価項目	評価基準	評価実施主体	評価	改善事項の概要
1	教育理念・学習目標	教員の養成の目標を策定し、学生へ周知しているか。	教職課程運営委員会		
2	授業科目・教育課程の編成実施	1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものになっているか	言語文化学部 教職課程運営委員会		
			国際社会学部 教職課程運営委員会		
		国際日本学部 教職課程運営委員会			
		総合国際学研究科 教職課程運営委員会			
	教職課程に関する授業科目のシラバスを全件、全項目について適切に入力しているか	言語文化学部 教職課程運営委員会			
		国際社会学部 教職課程運営委員会			
		国際日本学部 教職課程運営委員会			
		総合国際学研究科 教職課程運営委員会			
3	学習成果の把握・可視化	成績評価基準に則り教職課程に関する各授業科目の成績評価及び単位認定を厳格かつ客観的に行い、組織的に確認しているか	言語文化学部 教職課程運営委員会		
			国際社会学部 教職課程運営委員会		
			国際日本学部 教職課程運営委員会		
			総合国際学研究科 教職課程運営委員会		
		卒業時・修了時アンケート結果における教育課程への満足度について適切な水準を保っているか	教職課程運営委員会		
		教員免許取得者を輩出しているか	教職課程運営委員会		
		教員就職者を輩出しているか	教職課程運営委員会		
4	教職員組織	教職課程を担う教員として望ましい資質・能力を身に付けるためのFDを実施しているか	教職課程運営委員会		
5	情報公表	教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表が適切になされているか	教職課程運営委員会		
6	教職指導	教職志望を高めるための支援を行っているか	教職課程運営委員会		
		教職課程の履修にあたり、履修案内やガイド、シラバス等の配布物および学生窓口において適切な履修指導を行っているか	教職課程運営委員会		
7	関係機関等との連携	教育実習を実施する学校と適切に連携・協力を図り、実習を適切に実施することができているか	教職課程運営委員会		
【特記事項】					
【優れた成果】					
【改善を要する点】					